

現 行	改 正 後
<p>9 A 特定目的会社、特定目的信託（SPC、SPT）関係</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>9 A—4 オリジネーターによる資産対応証券の募集等の取扱い及び受益証券の募集等</p> </div> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 法第208条の規定に基づく特定譲渡人による資産対応証券の募集等の取扱いの監督においては、当該特定譲渡人が当該募集等の取扱いにより投資者に取得させた資産対応証券を当該投資者から買い戻すには、<u>証券取引法第28条の登録</u>（当該特定譲渡人が<u>証券取引法第65条第1項</u>に規定する銀行、協同組織金融機関その他政令で定める金融機関である場合にあっては、<u>証券取引法第65条の2の登録</u>）を要する場合もあることに留意するものとする。</p> <p>また、法第286条の規定に基づく原委託者による受益証券の募集等の監督においては、当該原委託者が当該募集等により投資者に取得させた受益証券を当該投資者から買い戻すには、<u>証券取引法第28条の登録</u>（当該原委託者が<u>証券取引法第65条第1項</u>に規定する銀行、協同組織金融機関その他政令で定める金融機関である場合にあっては、<u>証券取引法第65条の2の登録</u>）を要する場合もあることに留意するものとする。</p> <p>(4) <u>資産対応証券の募集等の取扱いを行う特定譲渡人に係る行為規則等に関する内閣府令（以下「特定譲渡人府令」という。）第13条第1号及び特定目的信託の受益証券の募集等を行う原委託者に係る行為規則等</u></p>	<p>9 A 特定目的会社、特定目的信託（SPC、SPT）関係</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>9 A—4 オリジネーターによる資産対応証券の募集等の取扱い及び受益証券の募集等</p> </div> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 法第208条の規定に基づく特定譲渡人による資産対応証券の募集等の取扱いの監督においては、当該特定譲渡人が当該募集等の取扱いにより投資者に取得させた資産対応証券を当該投資者から買い戻すには、<u>金融商品取引法第29条の登録</u>（当該特定譲渡人が<u>金融商品取引法第33条第1項</u>に規定する銀行、協同組織金融機関その他政令で定める金融機関である場合にあっては、<u>金融商品取引法第33条の2の登録</u>）を要する場合もあることに留意するものとする。</p> <p>また、法第286条の規定に基づく原委託者による受益証券の募集等の監督においては、当該原委託者が当該募集等により投資者に取得させた受益証券を当該投資者から買い戻すには、<u>金融商品取引法第29条の登録</u>（当該原委託者が<u>金融商品取引法第33条第1項</u>に規定する銀行、協同組織金融機関その他政令で定める金融機関である場合にあっては、<u>金融商品取引法第33条の2の登録</u>）を要する場合もあることに留意するものとする。</p> <p>(4) <u>資産対応証券の募集等又はその取扱いを行う特定目的会社及び特定譲渡人に係る行為規則等に関する内閣府令（以下「特定譲渡人府令」という。）第23条第1号及び特定目的信託の受益証券の募集等を行う</u></p>

現 行	改 正 後
<p>に関する内閣府令（以下「原委託者府令」という。）第13条第1号に規定する「必要かつ適切な措置」とは、金融分野における個人情報保護に関するガイドライン（以下「保護法ガイドライン」という。）第10条、第11条及び第12条並びに金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等についての実務指針Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ及び別添2の規定に基づく措置とする。</p> <p>(5) 特定譲渡人府令第13条第2号及び原委託者府令第13条第2号に規定する「その他の特別の非公開情報」とは、労働組合への加盟、民族又は性生活に関する情報をいい、「適切な業務の運営の確保その他必要と認められる目的」とは、保護法ガイドライン第6条第1項各号に列挙する場合をいう。</p>	<p>原委託者に係る行為規則等に関する内閣府令（以下「原委託者府令」という。）第23条第1号に規定する「必要かつ適切な措置」とは、金融分野における個人情報保護に関するガイドライン（以下「保護法ガイドライン」という。）第10条、第11条及び第12条並びに金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等についての実務指針Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ及び別添2の規定に基づく措置とする。</p> <p>(5) 特定譲渡人府令第23条第2号及び原委託者府令第23条第2号に規定する「その他業務上知り得た公表されていない特別の情報」とは、労働組合への加盟、民族又は性生活に関する情報をいい、「適切な業務の運営の確保その他必要と認められる目的」とは、保護法ガイドライン第6条第1項各号に列挙する場合をいう。</p>